

平成 27 年 9 月 24 日

かながわボランティア活動推進基金 21 運用方針について

中小企業診断士
為崎緑

1. 運用方針検討の前提（基金の趣旨と現状）

【基金 21 の設立当初の趣旨】（岡崎知事議会答弁）

- ・本来、ボランティア活動は、自主自立を旨として、できるだけ自分で根をはり、理解が得られる人達のサポートの中で、民間で活動すべきものであるが、そうした活動のスタート部分で手助けすべき。
- ・実質的には、ある過程、ある部分について、永続的・安定的に、一つ一つのものについて期限を区切って手助けを行っていく。

【基金 21 の現在の状況】

- ・市町村におけるボランティア活動支援制度が充実（平成 13 年度：1⇒平成 22 年 4 月：15）
- ・近年の低金利状況の中で運用益が低下（⇔過去の基金の積立金として 8.5 億円が存在）
- ・県財政が逼迫状況

2. 平成 27 年 7 月 8 日合同会議で打ち出された方向性

- ・県財政が逼迫している中で、よりよい県政を目指す上において、市民との協働、市民の活力を活かす重要性は高い。
- ・今後金利が変動する可能性がある中で、制度そのものの変更で対応を図るのではなく、運用で柔軟に対応していく形が現実的である。
- ・そうした中、現状のままの運用ではなく、審査会・幹事会における審査方針、評価を厳格なものにしていく必要がある。
- ・将来的には、基金事業の原資調達方法について、例えば高い金利での運用方法や、市民からの寄付金集め等の抜本的対応も検討していくことが望まれる。

3. 基金21の厳格な運用に向けての課題（現状の問題点）

	継続事業	新規事業
応募者（提案側）	<ul style="list-style-type: none"> ・「継続ありき」が前提となり、過年度の課題の洗出しが希薄となる場合がある。（協働負担金については、協働部署においても同様） ・当初目指した県内波及（事業対象者の拡大等）が進まず、前年同様のレベルの事業に留まるケースがある。 ・逆に、過年度の結果から必要性が生じ、当初予定していなかった事業が追加される（事業予算が当初計画より大きくなる）ケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金額の大きさ、継続期間の長さが応募動機となっている場合が多く、「県の事業である」との意識が希薄なケースもある。 ・安易に上限金額ぎりぎりまで予算を積み上げる提案が見受けられ、無駄を省くといった視点が弱い。 ・それまで人件費を抑制して事業採算を確保してきた状況の中で、協働負担金や補助金の交付期間は、人件費の確保が最優先される傾向が見られる。
幹事会・審査会（評価側）	<ul style="list-style-type: none"> ・「継続を否定しない」が基本方針のようになっており、問題がなければ認めるといった傾向がある。 ・前年度とほぼ同様の内容の継続事業提案を評価する方針が明確になっていない。 ・事業予算面で、「無駄や無理」を厳しく評価する視点が、やや希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の制度充実の状況を踏まえ「県の事業としての意義」を勘案するといった評価の視点が希薄。 ・予算立てについては、余り厳格な評価はせず、特段の問題がなければ指摘を行ってきていない。（事業費の削減可能性を審査会に提案するケースはほとんどない） ・人件費水準の妥当性についての方針が明確になっていない。

4. 基金21の今後の運用方針アイデア

（1）継続事業

ア. 評価側の対応

- 「継続ありき」の評価ではなく、「継続の必要性」という観点から評価を行う
⇒これまで、継続の否定が行われてこず、要望すれば全ケースに最長期間の継続を認めてきたが、「必要性」の観点から厳しく評価し、継続を否定することを躊躇しない（その際、事業の実態を把握している事務局からの情報も加味して判断する）
- 過年度事業の問題点の洗い出しの徹底と、これを踏まえた次年度事業の進化（費用対効果の向上）の促進
⇒問題が生じたことが継続事業の評価のマイナスになるという意識を払拭し、問題とその原因を実績報告書に明記するよう働きかける

- ⇒評価側は、問題が生じたことを注視するのではなく、その結果が次年度計画に還元され、解決→前進という道筋が描かれているかといった視点から評価する
(→前年度実績の評価を厳格に行った上での次年度計画提案を求めるのであれば、これまでも議論されてきている募集時期の見直しが必要)
- 過年度事業からの「進捗」の評価方針について、幹事会の中での‘目安’を定める
- ⇒新規提案時点で、複数年度の計画の「進捗」の妥当性を、より厳格に評価し、問題が認められた場合には、指摘事項として審査会上げ、修正を求める
- ⇒継続提案において、当初提案より目標が引き下げられた場合や、ほぼ前年度のくり返しとなる場合の評価の基本的な考え方について、幹事会での合意を形成する
- 当初事業計画外の事業の追加についての評価方針について、幹事会の中での‘目安’を定める
- ⇒継続事業の予算が想定外に大きくなった場合、新規事業予算に影響を与えることになることから、その評価の基本的な考え方について、幹事会での合意を形成する
- 事業計画・予算面で「無駄や無理」がないかの評価をより厳しく行う
- ⇒事業構成において、必要性の弱いものが存在したり、予算面で無駄が認められた場合には、「削減勧告」を、審査会上げる
- ⇒審査会でプレゼン、ヒアリングを経て、「削減勧告」が妥当と判断すれば、応募者に対し、勧告を行い、修正を指示する

イ. 応募者への対応

※書面配布、あるいは、事務局から口頭での伝達を行う

- 継続は、「Plan⇒Do⇒See⇒次年度へのフィードバック」というプロセスが確実に行われていることが前提であることの意識を醸成する働きかけをする。
- 当初の複数年度計画とズレ（目標や計画の低減・付加）が生じた場合は、その理由について説得力ある記載を行うことを求める。新たな事業を付加した場合には、その必要性和、付加することで得られる相乗効果を明確に記載することを求める。
- 予算の計上にあたっては、「県財政の逼迫状況から、基金の安定的存続のために無駄な支出の抑制」が必要となっていることを事業募集案内に明記し、収支予算書・継続希望著書の記載例に、無駄な経費の計上を回避するような注意文を入れ込む。（審査の方法の評価項目「費用対効果」の説明に、‘無駄な経費の計上はないか’といった一文を付加して留意を促すのも1つの方法）

(2) 新規事業

ア. 評価側の対応

- 事業テーマの重要性に加え、県の事業として実施する意義を勘案する
⇒市町村などの制度の充実度なども視野に入れながら、県の事業としての有効性なども

勘案して評価を行う

○事業計画・予算面で「無駄や無理」がないかの評価をより厳しく行う（継続と同じ）

⇒事業構成において、必要性の弱いものが存在したり、予算面で無駄が認められた場合には、「削減勧告」を、審査会上げる

⇒審査会でプレゼン、ヒアリングを経て、「削減勧告」が妥当と判断すれば、応募者に対し、勧告を行い、修正を指示する

○予算計上における人件費の妥当な水準について、幹事会の中での‘目安’を定める

⇒内部基準として（場合によっては、公表も考えられるが）、人件費の時間単価や、日当（日当の場合は1日の労働時間の基準も）などを設定する

⇒公表しない場合は、これを基本としながら、妥当性の判断をし、過剰な場合は勧告を行う

※国の商店街に対する補助金などでは、謝金の基準（日当上限）が明確に打ち出されているものがある

○応募団体の内部人材が提案事業を担当する場合は、その他の従来事業との明確な切り分けの中で妥当な人件費が計上されているかを確認する

⇒「事務局員」とだけ記載され、年間人件費が計上されているケースなどがあるが、明確に提案事業専任部分となっているかを確認する。

○継続希望調書における複数年度計画、予算の妥当性を評価する

⇒複数年度の計画の「進捗」「予算」の妥当性を、より厳格に評価し、問題が認められた場合には、指摘事項として審査会上げ、修正を求める

⇒協働負担金額や補助金額が毎年度同額、あるいは増額になっているような提案に対する評価の考え方については、幹事会での合意を形成する

イ. 応募者への対応

※応募案内に方向性を記載するとともに、説明会では踏み込んだ説明を行う

○県の事業として行うとの意識を醸成する（説明会にて口頭で伝える）

⇒市町村の事業との違い（目指すべき成果として県域への波及効果が見込めることなどを強調する。

○継続希望を出す場合の、複数年度の計画立案、収支予算策定にあつての留意点を、伝える。（→自立化への意識、費用対効果への意識を醸成する）

○予算の計上にあたっては、「県財政の逼迫状況から、基金の安定的存続のために無駄な支出の抑制」が必要となっていることを事業募集案内に明記し、収支予算書・継続希望書の記載例に、無駄な経費の計上を回避するような注意文を入れ込む。（審査の方法の評価項目「費用対効果」の説明に、‘無駄な経費の計上はないか’といった一文を付加して留意を促すのも1つの方法）（継続と同じ）

以上

基金事業(負担金・補助金)の選定方針新規作成及び評価方法の見直しについて

臨時合同会議(平成27年7月8日)で「新たな選定方針及び評価方法を作成し、提案するNPOに伝えていくこと」で合意を得ました。提案者である為崎幹事に素案を作成していただき、事務局で募集案内等のたたき台を作成しました。幹事会(平成27年10月7日)、審査会(平成27年2月3日)で議論していただいたご意見を反映した修正案を作成しました。

(1) 選定方針(事業募集にあたっての基本的考え方)

【募集にあたって】※募集案内冒頭に新規追加

「かながわボランティア活動推進基金21」は、多様な主体が協働、連携して地域課題の解決を図る協働型社会の実現に向け、非営利で公益を目的とする活動(ボランティア活動)の開始や拡充に対し、期限を区切って支援を行うものです。

急速な少子・高齢化など増加する社会的課題を克服し、多様な県民ニーズに適切に対応していくためには、市民が主体的に社会に参画し、地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

この基金の趣旨を踏まえ、先駆的でモデル性が高く、費用対効果に優れ、将来の自立を見据えた事業提案を求めます。

(以前の案)

・少子・高齢化に伴う社会的課題の増加や、社会保障費の増大など厳しい財政状況の中、多様な県民ニーズに適切に対応していくためには、行政や企業と相まって、市民が主体的に社会に参画し、地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

・「かながわボランティア活動推進基金21」(以下「基金21」)は、活力があり、心豊かに安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、非営利で公益を目的とする活動(ボランティア活動)の開始や拡充に対し、期限を区切って支援を行うものです。

・基金21は、毎年度の県の財政状況に左右されず、将来にわたって安定的かつ継続的にボランティア活動を推進できるよう設置していますが、金利の変動状況によっては、今後助成規模が縮小することもあります。

・将来も基金21を県内のボランティア活動を支援する基盤として残すため、ボランティア団体と県が対等な立場でパートナーシップを組むことで一層の効果が期待できる事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業など、先駆的でモデル性が高く、費用対効果に優れ、将来の自

立を意識した事業提案を求めます。

(2) 評価方法

【新規事業・継続事業共通の評価見直し】

次の事項を審査会、幹事会の「確認事項」として文書化する。

○応募のあった事業に対しては、次の点を特に重視しつつ、厳格に評価する。

- ・ 県と協働して事業を実施する意義が明確になっているか。
- ・ 事業効果や進捗状況が適切で継続の必要性が認められるか。〔継続事業の場合〕
- ・ 「無駄や無理」のない事業計画・予算となっているか。
- ・ 人件費は妥当な水準で計上されているか。

【継続事業単独の評価方法の見直し】

※ 次の事項を評価項目に追加し応募要領に明記する

- ・ 費用対効果向上の状況
- ・ 自立性向上の状況
- ・ 県内波及の進捗の状況
- ・ 事業提案の妥当性（当初提案より目標が引き下げられた提案や前年度の繰り返しの提案、当初事業計画外の事業追加提案、前年に対し増額の事業提案）について合意を形成する

○ 募集案内の変更（アンダーラインの部分）

（新規事業採点基準）

基本的な視点	評価項目と配点			
協働の評価	必要性	提案された事業は県と協働する必要性が高いものか	5点	15点
	協働効果(A)	ボランティア団体等は、関係者の強みを活かして連携し、事業をより効果的に行うことが期待できるか	5点	
	協働効果(B)	事業の受益者は、その事業が協働して行われることによって、単独で行われるよりも質の高い又は多様なサービス等の提供を受けることを期待できるか。	5点	
計画の評価	ニーズ	提案された事業は、社会にとって重要性、緊急性の高いものにチャレンジするものか	5点	20点
	担い手	事業の担い手は、当該事業を実施する上で、必要な専門的な知識や経験、ネットワークを有し、それを事業の計画に活かした企画となっているか	5点	
	手法	提案された事業は、課題解決のために効果的な手法となっているか	5点	
	費用対効果	収支予算は、ボランティア団体等の本来事業と整合性が図られており、提案された事業を実施するための経費が適切に計上されているか	5点	
期待できる効果	自立性	ボランティア団体等の会員・利用者の増加や、理解者・協力者の拡大が見込め、組織的基盤の整備に結びつき活動の安定・継続、発展が期待できるか	5点	15点
	先駆性	提案された事業は、県の取組みや市民社会の発展に対してインパクト（影響）を与え、新たな仕組みを生み出すことなどが期待できるか	5点	
	波及性	提案された事業は、同じ活動分野の他のボランティア団体等に対するモデル性を有し、それら団体の成長に役立つ波及性が見込めるか	5点	
合計				50点

（継続事業評価のポイント）

継続事業については、協働事業として継続的に採択することの妥当性を総合的に判断するとともに、収支予算面における費用対効果向上の状況や、自主財源の増加など安定的持続に向けた自立化の状況、また県内波及の状況等を勘案して評価します。

○ 審査様式の変更（アンダーラインの部分）

（見直し案）

平成28年度実施分 協働事業負担金 幹事評価票（継続分）

事業名	
団体名	
県協働部署	

① <u>実績（現状）について</u> （予定どおり・目標どおり進捗しているか。 <u>進捗していない場合、原因分析はなされているか等）</u>	
② <u>事業計画について</u> （生じている課題の解決の道筋が描かれているか、 深 度 充 実 度 や 規 模などにおいて、県の事業としての波及性・モデル性等に関連して何らかの進捗が見られるか等）	
③ <u>収支予算について</u> （適切なコストで事業に適應する予算となっており、 相 応の 効 果が 見 込 め るか等）	
④ 団体に対するコメント （評価する点・指摘すべき点・確認したい点・気づいた点等）	
⑤ 県協働部署に対するコメント （評価する点・指摘すべき点・確認したい点・気づいた点等）	
⑥ 事業の継続及びプレゼンテーション対象とすることについての可否 等	<p>【事業の継続について】</p> <p>可 ・ 否</p> <p>【プレゼン対象とすることについて】</p> <p>可 ・ 否</p> <p>「否」とする理由 等</p>

(現 行)

平成28年度実施分 協働事業負担金 幹事評価票 (継続分)

事業名	
団体名	
県協働部署	

① 事業計画・予算について	
② 団体に対するコメント (評価する点・指摘すべき点・確認したい点・気づいた点等)	
③ 県協働部署に対するコメント (評価する点・指摘すべき点・確認したい点・気づいた点等)	
④ 事業の継続及びプレゼンテーション対象とすることについての可否 等	【事業の継続について】 可 ・ 否 【プレゼン対象とすることについて】 可 ・ 否 「否」とする理由 等

○ 提案書様式の項目 7 の見直し

(見直し案)

<p>7 前年も 同じ事業で 応募してい る場合は、 見直した内 容や充実発 展させた内 容____(200 字程度)</p>	
---	--

(現行)

<p>7 前年も 同じ事業 で応募し ている場 合は、見 直した内 容 (200 字程 度)</p>	
--	--